

「若年層や働き盛り世代に向けた依存症対策普及啓発事業」企画提案募集要項

1 趣旨

依存症の発症予防、重症化を防止するには、依存対象となる物質や行動を繰り返すことによって生じる様々な問題や、病気の予防・早期治療の重要性を認識し、もし発症した場合でも適切な対処によって回復できることを、早い段階で理解しておくことが重要であり、兵庫県においても、大学生やハイリスク者、支援者向けの普及啓発に努めてきた。

今後は、高等学校学習指導要領の改訂により、令和4年度から全ての高校生が「精神疾患の予防と回復」について学ぶ機会を得ることを踏まえ、より前の早期に依存症を正しく理解できる教育資材の普及を図る必要がある。また、依存症当事者の属性で最も多い働き盛り世代への働きかけを強化する必要もあり、高校生等若年層、働き盛り世代、一般県民等、世代や属性に応じた啓発を重層的に実施することで、依存症に対する知識や支援機関の情報を効果的に啓発することとし、この業務（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書（5（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

委託仕様書に沿って応募者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗

に反するものでないこと。

4 事業費

4,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月20日(金)午後5時まで（正午～午後1時を除く）

※土日祝を除く

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

募集要項は、県ホームページからのダウンロードまたは事務局（兵庫県福祉部障害福祉課）における配布とする。事務局における配布は午前9時から午後5時までとし、土日祝は除く。

イ 提出方法

応募図書は、原則として事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、令和6年9月20日(金)（最終日）午後5時必着で、書留郵便など配達記録が残る方法により提出すること。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和6年9月2日(月)～令和6年9月12日(木)各日午前9時から午後5時まで

※土日祝を除く

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

※メールのタイトルは「【質問】依存症啓発コンペ」と記載すること

ウ 回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和6年9月17日(火)までに原則メールにより回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者に対して回答の内容を連絡する。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、提出すること。

ア 応募申請書（様式1）（8部）

イ 提案者概要（様式2）（8部）

ウ 企画提案書（任意様式）（8部）

※原則、別添参考様式に記載している資料を併せてご提出ください。

エ 事業実績の内容がわかるもの（任意様式）（8部）

オ 経費積算見積書（様式3）（8部）

カ その他提案内容を説明する書類（提出任意）（8部）

キ 添付書類（各1部）

- (7) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（様式2 関連）
- (4) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヵ月以内のもの）

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取り扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 審査

(1) 審査の方法

- ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案審査委員会において内容を審査する。
- イ 企画提案審査委員会において、必要に応じて、応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。なお、応募者多数の場合は、予め選考の上実施する。
- ウ 提案事業は、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。
 - (7) 基本事項 業務内容、実施方法の妥当性、実行可能性、費用対効果等
 - (4) 企画構成 企画全体のコンセプト、企画構成力、デザインの魅力等
 - (9) 実施体制 業務の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等
 - (エ) その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等
- エ 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

7 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び委託仕様書に従うこと。
- (3) 契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。
- (4) 契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。
- (5) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又

は一部の返還を求めることがある。

- (6) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (7) 選定業務者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課 秋山

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館3階）

電話 078-341-7711（内線3292） F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp